後期高齢者医療制度のお知らせ

~ 平成25年度の保険料等について~

6月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

等割 【1人当たりの額】 47.709円

所得割【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得 - 33万円) × 10.61%

1年間の保険料 (100円未満切り捨て)

年間の保険料限度額は55万円が上限です。

所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減 されます。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」 を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、役場後 期高齢者医療担当にお問い合わせください。



保険料のお支払いが困難な場合は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当へご相談ください。 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険 料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。 ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や 薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たして いる安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

い合わ

北海道後期高齢者医療広域連合 **☎**011 - 290 - 5601

保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76 - 2151(内線229)

送予定ですのでよろしくお願いし付書につきましては6月中旬に発なお、平成25年度の保険税の納 の国保基金減少

国民健康保険事業の運営が厳 などによ

病名としてはガン、脳疾患、が前年より増加したことで、 性心疾患となって 療給付費は約 23年度と比較すると4 29万7千円で、

%増

その中で近年の医療費の増加に 必要な方 虚主

< 国民健康保険税の構成 >

国民健康保険税は、「医療分」と後期高齢者医療を支える「支援分」と介護保険を支える 「介護分」の3つで構成されています。



平成25年度国民健康保険税の税率改定一覧表

	所得割額	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
	加入者の前年所 得から計算した 課税総所得金額	加入者の当年 度固定資産税 【土地:建物】	加入者1人に つき	加入世帯 1 世帯 につき	1世帯当たり の年間最高 納付額
国民健康保険税	5.3% 6.8%	30.0%	24,200円	21,700円	510,000円
【医療保険分】		(変更なし)	24,700円	24,700円	(変更なし)
後期高齢者支援分	1.05%	8.2%	5,800円	5,400円	140,000円
	1.55%	(変更なし)	6,800円	6,400円	(変更なし)
介護保険分	0.77%	7.0%	8,400円	5 <u>,</u> 600円	120,000円
	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)

国民健康保険税増減比較表

世帯構成	旧税率 年税額	新税率 年税額
2 人家族 (70代) 所得額 330,000円 固定資産 16,500円	32,300円	34,400円 (2,100円 増額します)
2人家族(30代) 所得額 250万円 固定資産 54,800円	245,700円	296,200円 (50,500円 増額します)
4 人家族 (50代) 所得額 400万円 固定資産 60,900円	458,200円	541,600円 (83,400円 増額します)

は、減免の流を場合において、減免の流 の適用を受けるいて、国児のいて、国児のいて、国児のいて、国児のようにある。 保な れ税事 と納が

場き付あ

国民健康保険 税の 減免

減の適用 減され に応じ 心じて 7.1 なり 方や ませ -扶養されて

問い合わせ先 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当 ☎76-2151(内線228)

の

今年の国民健康保険税率などが変わります

25年度

 $\widetilde{\mathfrak{O}}$

健康保険

れる大がを